

東日本大震災津波に伴う入札業務の特例について

1 趣旨

東日本大震災津波（以下「大震災」という。）に係る災害復旧工事及び復興工事が本格化することに伴い、沿岸部及び県全域に渡る入札参加者の減少など入札環境の変化、及び、沿岸地域における入札事務の急増が見込まれる。よって、県工事の入札契約を円滑に進めるとともに入札業務の迅速化を図るため、大震災に伴う入札業務の特例を設けようとするものである。

2 特例の内容

(1) 入札参加資格等について

関係規程：条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準（以下「設定基準」という。）

ア 施工実績要件

県内業者の施工能力を最大限活用するため、設定基準第7の規定にかかわらず、工事担当公所の意見を聞いて、**施工実績要件及び技術者資格要件（施工経験に限る。）の全部又は一部を付さないことができるものとする（県内全域に適用）。**

イ 地域要件

沿岸地区（沿岸広域振興局及び県北広域振興局（本局）の所管区域をいう。以下同じ。）における工事量の急増、県内業者の手持ち工事量増加による入札参加の減少、及び沿岸地区の入札事務急増に対応するため、設定基準 第6の規定にかかわらず、下記により**原則的な地域要件及び地域要件の補正方法に特例を設けるものとする。**

① 原則的な地域要件

沿岸地区の工事を対象に、「原則的な地域要件」の特例を設ける。

② 県内業者の地域要件の補正

沿岸地区の工事は、参入見込数による県内業者の地域要件の補正は行わない。

沿岸地区以外の工事は、設定基準 別紙3「地域要件の設定基準」を適用するが、その補正に当たっては、県の電子入札登録業者数（指名停止等は除外）を参入見込数とみなすものとする。

なお、上記による地域要件では入札が不調となるおそれがある場合は、より広範囲の地域要件を設定することができる。（「不調となるおそれ」は直前の入札実績等で判断）

③ 県外業者の地域要件の補正

県内全域における県内業者の参入が少ない（参入見込の場合は10者）と見込まれる場合は、地域要件を付さないものとする（段階的拡大は行わない。）。

（県外への拡大の判断は、過去の調査実績等を参考に工事担当公所と入札担当が協議して調整）

ウ 現場代理人の常駐義務緩和

現場代理人の兼務を認める現在の特例の対象を見直し（拡大）して継続する。

| 現 行 | 見直し後 |
|--|---|
| 次の基準を満たす2件の工事の兼務を認める。 ① 1件は東日本大震災津波に係る災害復旧工事 ② 当初設計額が2,500万円(税込)未満 ③ 工事場所が同一の振興局等地區 | 同左 (削除) ① 当初設計額が2,500万円(税込)未満 ② 工事場所が同一の振興局等地區 |

(2) 競争入札審議会について

関係規程：県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（以下「資格等規程」という。）

条件付一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）

※ 資格等規程については別途改正手続きを行う。

ア 審議事項の縮小 【→入札事務の急増への対応】

① 沿岸部の振興局等における地方競争入札審議会においては、下記の場合は、資格等規程第17条第1項で準用する第14条第2項第1号及び第2号の審議（以下「資格設定及び確認の審議」という。）を省略できるものとする。ただし、四半期に1度は審議会を開催して、資格設定の状況を確認することとする。

- ・ 入札参加者の資格を定める場合で、施工実績要件を付さない又は設定基準（この特例を含む。）どおりに定めるとき（→開催は設定基準によらない場合のみ）
- ・ 入札参加者の資格の有無を確認する場合で、実施要領第19条第4項のうち「落札候補者が入札参加資格を満たしていない」とき

② 本庁における競争入札審議会においては、①の場合に加え、設計額5億円以上の資格の確認（疑義が生じた場合を除く。）の審議を省略できるものとする。

※ (1)イ②・③と(2)の特例により、工事規模に応じて公告準備期間を3～7日短縮

イ 主宰者の一本化

① 沿岸部の振興局等における地方競争入札審議会は、設計額の区分にかかわらず資格等規程第15条第1号に定める会議（振興局等入札担当課長主宰）で審議することができるものとする。

② 競争入札審議会は、設計額の区分にかかわらず資格等規程第14条第1項第1号に定める会議（総務室入札課長主宰）で審議することができるものとする。

(3) その他

ア 県営建設工事入札契約適正化委員会の開催について

関係規程：岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会運営規程

定例会議の開催頻度又は審議事項について、業務負担の軽減との調整を図るものとする。

イ 入札ボンドについて

関係規程：県営建設工事における入札保証の取扱いに関する試行要領

建設投資の急増で無理な受注のおそれが低下することから、入札保証の取扱いに関する試行は、この特例適用の間、停止する。

ウ 低入札価格調査制度の特例

制度改正で「調査による失格基準」（以下「詳細調査」という。）の適用金額を引き上げることに伴い、特例の適用金額も引上げする。

| | 現 行 | 見直し後 |
|----------|----------------|----------------|
| 制度上の対象工事 | 予定価格 1 億円以上の工事 | 予定価格 5 億円以上の工事 |
| 特例上の対象工事 | 予定価格 5 億円以上の工事 | WTO 対象の工事 |

WTO 対象の工事：予定価格 19.4 億円以上（H24. 4. 1～H26. 3. 31）

※（3）ウの特例により、開札後の調査期間を約 30 日短縮

エ その他

- ・ 落札候補者に対する入札参加資格の事後確認については、別途その実施方法の見直しについて通知する。

3 実施時期

この特例の実施及び適用の時期は次のとおりとする。

| | |
|-------------------|-------------------------------|
| 2(1)ウ、(3)ウ | 平成 24 年 3 月 1 日以降に公告を行う工事から適用 |
| 2(1)ア、イ（②、③）、(3)イ | 平成 24 年 4 月 1 日以降に公告を行う工事から適用 |
| 2(2) | 平成 24 年 4 月 1 日から実施 |
| 2(1)イ① | 別に定める。 |

4 その他

この特例の実施に係る具体的基準等は、必要に応じ別途定めるものとする。